

契 約 書 (案)

地方独立行政法人 秋田県立療育機構

物品売買単価契約書

地方独立行政法人 秋田県立療育機構

理事長 島田 洋一

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)と

は次の条項により令和5年度診療材料等供給単価契約を締結する。

(総則)

第1条 契約する品名・規格・予定数量・契約単価・納入期日・納入場所・

契約期間は、次の通りとする。

- (1) 品名・規格 : 別紙令和5年度診療材料等業者別契約品目のとおり
- (2) 予定数量 : 別紙令和5年度診療材料等業者別契約品目のとおり
- (3) 契約単価 : 別紙令和5年度診療材料等業者別契約品目に記載された金額に消費税相当額(100分の10)を加算した額
- (4) 納入期日 : 甲が指定する日
- (5) 納入場所 : 秋田県立医療療育センター
- (6) 契約期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(物品の納入時期及び納入場所)

第2条 乙は、第1条第5号の契約期間中、甲の発注あるごとに、その指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合、乙はその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、甲はその引き渡しを受けるものとする。

(危険負担)

第3条 物品の引き渡し前に生じた損害については、乙の負担とする。但し、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(代金の支払)

第4条 甲は物品の引き渡しを受けた後、乙の適法な支払請求書を受領し、翌月末日までに代金を支払うものとする。

(履行遅滞)

第5条 乙は、納入期日までに納入できないときは、甲に納入期日の延長を申し出、その承認を受けなければならない。

(権利又は義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(解除)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害を請求することができない。

- (1) 乙の責めに帰する理由により乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。

(費用の負担)

第8条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、乙の負担とする。

(条件の変更・追加)

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、物価の急激な変動その他の理由により、契約内容の変更及び追加を要すると認めたときは、この契約の条件の変更又は追加の申し入れをすることができる。

(その他)

第10条 この契約について定めのない事項については、甲乙双方協議して定めるものとする。本契約の成立を証するためこの契約書を2通作成し、甲、乙記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

契約担当者（甲）

秋田市南ヶ丘一丁目1番2号
地方独立行政法人 秋田県立療育機構
理 事 長 島 田 洋 一

契 約 者（乙）